

東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）

平成24年 1月16日 制 定
令和 2年 3月30日 最終改正

（通則）

第1条

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第78条第3項に規定する復興交付金のうち国土交通省所管事業に係るもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け、府復第3号・23文科政54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号通知。以下「制度要綱」という。）第8に規定する基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成する事業に対して交付するものを除く。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条

交付金は、法第77条第1項に規定する特定市町村又は同項に規定する特定都道府県（以下「特定地方公共団体」という。）に交付金を交付し、同項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等のうち国土交通省所管事業に係るもの（復興交付金基金を造成して実施する事業等を除く。以下「復興交付金事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先）

第3条

交付金は、特定地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付期間)

第4条

交付金を交付する期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

第5条

交付対象事業は、制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち制度要綱別表D-1からD-23までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）及び制度要綱第2の2に規定する効果促進事業等（以下単に「効果促進事業等」という。）とし、交付対象事業の細目については附属編において定めるものとする。

(交付額)

第6条

- 1 国土交通大臣は、制度要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱第4により特定地方公共団体に通知された交付可能額以内で、復興交付金事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を特定地方公共団体に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、特定地方公共団体ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

Y：効果促進事業等に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第I編において定めるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_{i-1} \alpha_{i-1}}{2})$$

A i : 事業 i の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）
α i : 事業 i に係る基本国費率
a i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者
（民間事業者等）が負担する額
m : 事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B j : 事業 j の当該年度の事業費
β j : 事業 j に係る国費率（8 / 10）
n : 事業の数

（年度間調整）

第7条

- 1 要素事業（復興交付金事業計画に記載された個々の基幹事業又は効果促進事業等をいう。以下同じ。）に対する毎年度の交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された額（以下「要素事業交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{基幹事業に係る要素事業交付限度額} = (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2})$$

A i : 事業 i の当該年度の事業費
α i : 事業 i に係る基本国費率
a i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者
（民間事業者等）が負担する額

$$\text{効果促進事業等に係る要素事業交付限度額} = B_j \times \beta_j$$

B j : 事業 j の当該年度の事業費
β j : 事業 j に係る基本国費率（8 / 10）

- 2 交付金の交付後、要素事業の進捗の状況により、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される要素事業交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算

出される要素事業交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、次年度以降の要素事業交付限度額の算定において調整することができる。

- 3 前項の場合において、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。
- 4 第2項の規定による調整は、次年度以降の当該要素事業の要素事業交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 5 前項の場合において、次年度以降の国土交通省交付限度額は、前条第2項によって算定された国土交通省交付限度額から前年度の年度間調整額（要素事業ごとの差額の合計額をいう。）を控除したものとする。

（交付申請等）

第8条

- 1 交付金の交付の申請は、特定地方公共団体の長が交付申請書を、制度要綱第4の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。
- 2 特定地方公共団体の長は、交付対象事業のうち当該特定地方公共団体が交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

（指導監督交付金）

第9条

国は、特定都道府県知事が行う特定市町村に対する指導監督事務に要する費用として、特定都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

（交付金の経理）

第10条

交付金事業者（交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。）及び指導監督交付金の交付を受けた特定都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

(監督等)

第11条

- 1 国土交通大臣は特定地方公共団体に対し、特定地方公共団体の長は当該特定地方公共団体が補助する間接補助事業者（特定地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。以下同じ。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 国土交通大臣は特定地方公共団体に対し、特定地方公共団体の長は当該特定地方公共団体が補助する間接補助事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

附 則 (平成24年5月25日付け国官会第451号)

(施行期日)

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附 則 (平成24年8月24日付け国官会第1109号)

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日付け国官会第2142号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に附属編21の3.の1に規定する市街地復興効果促進事業の使途内訳を定めた書類を提出し、又はしようとする交付金事業者は、この要綱の施行の日から30日間は、この要綱の規定にかかわらず、当該手続を従前の例により行うことができるものとする。
- 3 この要綱による改正前の附属第I編21の3.の1に規定する市街地復興効果促進事業の使途内訳の協議は、この要綱による改正後の附属編21の3.の1に規定する市街地復興効果促進事業の使途内訳を定めた書類の提出の手続とみなす。

附 則 (平成25年3月8日付け国官会第3174号)

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日付け国官会第2584号)

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日付け国官会第3216号)

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 28 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日付け国官会第 4360 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日付け国官会第 53 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 31 年 3 月 29 日付け国官会第 24321 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 10 月 3 日付け国官会第 17447 号）

（施行期日）

この要綱は、令和元年 10 月 3 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 30 日付け国官会第 29904 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。